# 第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総 則

[共通]

#### 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 推進地域

法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第99号】

青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域

### 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

[統括班、対策推進班、土木第一・二班、建築指導班、水産班、八戸消防本部、各施設管理者] 各施設等の整備については、次に掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとす る。

なお、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

第3章第11節「津波災害予防対策」、同章15節「建築物等対策」に準じる。

## 2 土砂災害防止施設

第3章第14節「土砂災害予防対策」に準じる。

## 3 津波防護施設

第3章第11節「津波災害予防対策」に準じる。

### 4 避難場所、避難経路

第3章第9節「避難対策」に準じる。

### 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」、同章第27節「地域防災拠点施設」に準じる。

#### 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港

第3章第22節「交通施設対策」に準じる。

### 7 通信施設

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」に準じる。

#### 8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

[土木第一班、公園緑地班]

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、 広場その他の公共空地の整備を行う。

### 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

#### 1 津波からの防護

水門管理など津波からの防護については、第3章第11節「津波災害予防対策」に準じる。

### 2 津波に関する情報の伝達等

[統括班、対策推進班]

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

- (1) 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制 第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」に準じる。
- (2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制 第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」に準じる。
- (3) 避難指示の発令基準 第4章第5節「避難」に準じる。
- (4) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制 第4章第2節「情報収集及び被害等報告」に準じる。
- (5) 防災行政無線の整備等 第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」に準じる。

#### 3 地域住民の避難行動等

第3章第9節「避難対策」、第4章第5節「避難」に準じる。 また、より具体的な内容は「八戸市津波避難計画」に定める。

#### 4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、次のとおり避難場所及び避難所の運営・安全確保に取り組むこととする。

- (1) 避難後の救護の内容
  - 第4章第15節「医療、助産及び保健」に準じて、避難後の救護の措置を講じる。
- (2) 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項
  - ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

「八戸市避難所運営マニュアル」に基づき、あらかじめ応急危険度判定を優先的に行 う体制を整備する。

イ 各避難所との連絡体制

第4章第3節「通信連絡」のほか、「八戸市災害対策本部設置・運営マニュアル」に基づき、あらかじめ各避難所との連絡体制を整備する。

ウ 各避難所における避難者のリスト作成

「八戸市避難所運営マニュアル」に基づき、あらかじめ各避難所における避難者のリストについて様式を準備しておくものとする。

エ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

第4章第9節「食料供給」、同章第14節「被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与」 に準じて、あらかじめ食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保に努める。

オ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

第3章第17節「要配慮者等の安全確保対策」、第4章第5節「避難」のほか、「八戸市避難所運営マニュアル」、「八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、あらかじめ障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応について準備しておくものとする。

カ 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

第4章第5節「避難」のほか、八戸市避難所運営マニュアルに基づき、飼い主による 家庭動物との同行避難等、様々なニーズに対応できるよう準備しておくものとする。

#### (3) 船舶の避難

第4章第26節「交通対策」に準じて、第二管区海上保安本部(八戸海上保安部)は、 船舶が沖合に避難するための措置を講じるものとする。

### 5 意識の啓発

第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」に準じて、防災意識の啓発を図る。

#### 6 消防機関等の活動

[八戸消防本部]

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。
  - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - イ 津波からの避難誘導
  - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
  - オ 土のう等による応急浸水対策
  - カ 救助・救急等
  - キ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (2) 上記(1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合の水防管理団体等が講じる措置は次のとおりである。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡又は通知
  - イ 水門、閘門、防潮扉等の操作及び操作の準備等のための必要な人員の配置
  - ウ 津波に備え、水防資機材の点検、整備及び配備

## 7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各防災関係機関は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示する。

(1) 水道

八戸圏域水道企業団は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の 破損等による二次災害を軽減させるため必要な措置を講じる。

(2) 電気

市は、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策において電気の確保が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、東北電力ネットワーク株式会社(八戸電力センター)と共有する。

東北電力ネットワーク株式会社(八戸電力センター)は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の迅速確実な伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

#### ア 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により被害の拡大防止を図る。

(4) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

#### イ 広報

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者による ブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。

また、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、 ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東 北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターに通報すること。
- c 断線垂下している電線に絶対触らないこと。
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速や かに東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターに連絡すること。

#### (3) ガス

八戸ガス株式会社及び一般社団法人青森県エルピーガス協会八戸支部による対策は、第4章第27節の2(2)に準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二 次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な 措置に関する広報を実施する。

イ 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、 需要者及び市民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

### (4) 通信

指定公共機関である東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びNTTドコモ東北支社青森支店は、第4章第27節の2(5)に準じるほか、特に次の措置を講じる。

ア 津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保(非常用電源を含む)に万全を 期する。

イ 地震発生後に通信が輻輳した場合の対策等の措置を講じる。

#### (5) 放送

日本放送協会(青森放送局)、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森、株式会社八戸テレビ放送、株式会社ビーエフエムは、第4章第27節の2(6)に準ずるほか、特に次の措置を講じる。

ア 放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、大きな揺れを感じたときは、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対して、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 県、市その他の防災関係機関と協力し、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行う ために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑な放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急 点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定めておく。

### 8 交通

[土木第二班]

(1) 道路

ア 交通規制

県警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間および避

難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的 に確保する。

#### イ 除雪

道路管理者は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、除雪体制を優先的 に確保する。

#### (2) 海上

ア 第二管区海上保安本部 (八戸海上保安部)及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域管理体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講じる。また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を講じる。

イ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難など、安 全確保対策をとるものとする。

#### (3) 鉄道

東日本旅客(北海道旅客、日本貨物)鉄道株式会社及び青い森鉄道株式会社は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じる。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客、駅及び港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。 また、計画の作成にあたっては、避難路の凍結等によって避難が困難になることを踏ま え、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮する。

#### 9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

「各施設管理者]

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

- ア 各施設に共通する事項
  - (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
  - (4) 入場者等の避難のための措置
  - (ウ) 施設の防災点検並びに設備・備品等の転倒及び落下防止措置
  - (エ) 出火防止措置
  - (オ) 水、食料等の備蓄
  - (カ) 消防用設備の点検及び整備
  - (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入 手するための機器の整備

#### イ 個別事項

- (ア) 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能 又は困難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置
- (イ) 学校、高等技術専門学校、研修所等にあっては、当該学校等が、市の定める津波避 難対象地域にあるときは、避難誘導のために必要な措置

特に、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(例えば養護学校、盲学校、 ろう学校等)、これらの者に対する保護の措置

- (ウ) 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者の安全確保及び避難誘導のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記⑴に掲げる措置をと

るほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ この推進計画に定める指定避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の 管理者は、上記(1)のア又はイの掲げる措置を講じるとともに、市が行う指定避難所又は 救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力する。
- (3) 地震発生時の緊急点検及び巡視 地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。
- (4) 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施 すべき措置を実施する。

#### 10 迅速な救助

- (1) 八戸消防本部は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。
- (2) 八戸消防本部は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- (3) 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 市及び八戸消防本部は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、 教育・訓練の充実を図る。

#### 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

## 1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

第4章第9節「食料供給」、同章第10節「給水」、同章第14節「被服、寝具、その他生活 必需品の給(貸)与」に準じる。

(2) 人員の配備

第2章第3節「災害対策本部」に準じる。

(3) 防災関係機関の災害応急対策等に必要な物資等及び人員の配置 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設 等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等を行う。なお、機 関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### 2 他機関に対する応援要請

第4章第31節「広域応援」及び同章第32節「自衛隊災害要請」に準じる。

## 第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に

## 関する事項

[統括班、対策推進班]

### 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達

気象庁は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域等においてMw7.0以上の地震が発生した場合、大地震の発生可能性が相対的に高まっているとして後発地震への注意を促すため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信する。

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合には、防災関係機関及び市民等に対して、その内容や後発地震に対して注意する措置を正確かつ迅速に呼びかけるものとする。なお、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の伝達に係る関係者の連絡体制については、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」に定めるところに準じる。

<市による市民等への伝達内容(イメージ)>

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されました。

今後1週間程度は平時に比べ巨大地震の発生可能性が高まっています。

家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法など、日頃からの地震への備えを再確認しましょう。

また、すぐに逃げられる服装での就寝や非常持出品の常時携帯など、揺れを感じたり 津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢をとりましょう。

施設の管理者又は運営者は、社会経済活動を継続した上で、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底や、従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、従業員や施設利用者が直ちに避難できる態勢をとりましょう。

(2) 市の災害に関する会議等の設置

市は、気象庁が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信した場合には、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部会議を開催して「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の内容を共有するとともに、当面の活動方針を決定する。

市災害警戒本部の設置運営方法等については、第2章第2節「配備態勢」、同章第3節「八 戸市災害対策本部」及び同章第4節「災害対策本部に準じた組織」に定めるところに準じ る。

## 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知

市は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の 内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、市民等に密接に関 係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章第4節 「災害広報・情報提供」に準じて周知する。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

### 4 市のとるべき措置

市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施

設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

<後発地震に対して注意する措置>

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制 の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第6節 防災訓練に関する事項

[対策推進班、八戸消防本部]

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。 その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防 災訓練を実施する。

<防災訓練の実施に当たって留意すべき事項>

- (1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、県、防災関係機関、関係施設・事業者等との 共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう配慮する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう 努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の道県等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

#### [共通]

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

#### 1 市職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の 円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機 関ごとに行い、その内容はおおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識

次のような津波に関する正しい知識及びとるべき行動の周知徹底を図る。

- ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと。
- イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと。
- ウ 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと。
- エ 大きな津波は長時間継続すること。
- オ 津波地震等、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること。
- カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること。
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2 市民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、市民等の津波避難意識の向上のため、津波ハザードマップの整備等により津波避難計画の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、市民参加により避難路及び指定緊急避難場所を検討することにより地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、津波防災教育の充実に努める。

また、パンフレット、チラシの配付及びホームページの活用、並びに津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置等、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育は、地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等 地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識

次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。

- ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと。
- イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと。
- ウ 津波の第1波が必ずしも最大のものではないこと。
- エ 大きな津波は長時間継続すること。
- オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること。
- カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があるこ

と。

- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火、 自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平素から市民が実施可能な応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (11) 住居の耐震診断及び必要な耐震改修の内容

#### 3 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校等における防災教育は、安全教育の一環として学級活動、ホームルーム及び学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行うものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波発生のメカニズムと高潮との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること。

#### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研修の参加に努める。

## 5 自動車運転者に対する教育及び広報

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時や講習等の機会を通じ、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項についての教育及び広報を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、ラジオ等で地震情報及び交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) やむを得ず道路上に車を置いて避難する場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行及び災害応急対策実施の妨げとなるような場所には 駐車しないこと。

#### 6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知 徹底を図る。